

第4 戦没者遺骨のDNA鑑定等により特定された氏名判明遺骨の伝達について

(1) DNA鑑定の実施

ア 経緯

平成15年3月にとりまとめられた「戦没者遺骨のDNA鑑定に関する検討会報告書」を踏まえ、平成15年度から、遺骨から有効なDNAを抽出できること、埋葬者資料等が残っていることなど一定の条件を満たす場合に、希望する遺族に対して国費によりDNA鑑定を実施している。

(参 考)

[一定の条件]

- ① 遺骨の身元を推定できる資料（例えば遺留品、埋葬地資料、確度の高い証言等）から、戦没者及び関係遺族を相当程度推定できること
- ② 遺族が遺骨の返還及び鑑定の実施を希望し、かつ、鑑定に適している戦没者の子、父母、兄弟姉妹等から検体が提供されること
- ③ 遺骨からDNA鑑定に有効なDNAを抽出することが可能であること

イ 現状

平成11年度から平成16年度までに旧ソ連地域等から遺骨を送還し、当局保管の死亡者名簿等から推定できる関係遺族約7,400人に対して、「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を送付した結果、約1,200人から申請があり、平成19年1月末までに365柱の遺骨の身元が判明したところである。

ウ 遺族へのお知らせ

平成17年度及び平成18年度に旧ソ連地域等から遺骨を送還し、当局保管の死亡者名簿等から推定できる関係遺族に対し、「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を、平成19年度内に送付することとしている。

(2) 遺骨等の伝達

遺骨及び遺留品の伝達については、平成4年度以降のソ連抑留中死亡者の遺骨収集の本格的実施及び平成15年度から実施しているDNA鑑定の進展に伴い、多数の遺骨を遺族に伝達することが見込まれることや、遺族の心情に鑑み、一日でも早く遺骨を伝達するという観点から、お手数ながら伝達遺族の居住地である都道府県職員の派遣を引き続きお願いしたい。

なお、都道府県職員が厚生労働省において遺骨等を受領できるように地方自治法附則第10条の規定に基づき各都道府県に対して旧軍関係調査事務等委託費で予算措置を行っているところである。

身元判明の件数が一定以上まとまり、かつ、都道府県又はブロック単位で日程調整が可能な場合については、厚生労働省職員が都道府県まで護送するなど、弾力的に対応するので、随時ご相談願いたい。

(参考)

1 平成3年度以降の遺骨伝達件数（平成19年1月末現在）

・旧ソ連	390柱
・モンゴル	357柱
・その他の地域	19柱
合 計	766柱

2 過去5年間の遺留品伝達件数（平成19年1月末現在）

・旧ソ連	3件
・南方等	284件
合 計	287件

第5 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部改正について

本年の通常国会に「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案」を提出したところである。

<法律案の概要>

「戦傷病者戦没者遺族等援護法」による遺族年金等の額を、恩給の改定に準じて引き上げる等の改正を行う。(平成19年10月1日施行)

1 遺族年金(遺族給与金)の額を、恩給の改定に準じて引き上げる。(以下は、年金額の改定例)

	(現行)	(改正案)
① 公務死の場合 (例：戦闘により死亡)	1,962,500円	→ 1,966,800円 恩給の公務扶助料に係る遺族加算の引上げ(4,300円)に準拠。
② 勤務関連死の場合 (例：内地で疾病により死亡)	1,559,500円	→ 1,573,500円 (平成19年10月からの1年間は、1,568,700円) 恩給の特例扶助料及び遺族加算の引上げ(14,000円)に準拠。平成20年10月までの2年計画で引き上げ。
③ 平病死(公務軽症)の場合 (例：戦闘による軽症の戦傷病者とその傷病以外の理由で死亡)	503,750円	→ 557,600円 (平成19年10月からの1年間は514,550円) 恩給の傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の引上げ(53,850円)に準拠。平成23年10月までの5年計画で引き上げ。

2 援護法による年金の額について、次のような自動改定の制度を導入する(なお、平成19年度については、据置き)。(恩給の改正と同様の措置)

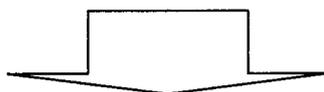
平成19年度以降の年金額水準について、過去の据置き分につき調整措置を講じた後、公的年金の引上率により自動的な改定を行う。

3 国の年金支給事務の簡素化のため、援護法による年金の過誤払による返還金債権と年金の支払債務の調整(相殺)を行うことができることとする。(恩給の改正及び公的年金と同様の措置)

「戦傷病者戦没者遺族等援護法」による遺族年金等の額の 引上げの考え方

(1) 恩給における遺族加算の引上げによるもの

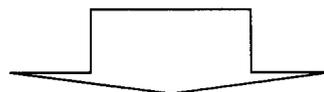
○ 今回の恩給の改正において、公務扶助料（戦闘により死亡した軍人の遺族に支給される）等の遺族加算（現行 148,500 円～98,950 円）が普通扶助料（一定年限在職して退職した軍人の遺族に支給される）の寡婦加算（現行 152,800 円）と同額に引き上げられる（4,300 円～53,850 円の引上げ）。



○ これに伴い、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」による遺族年金等についても、公務扶助料等の遺族加算と同じ額を引き上げる（4,300 円～53,850 円の引上げ）。

(2) 恩給における特例扶助料の引上げによるもの

○ 今回の恩給の改正において、特例扶助料（内地で勤務に関連して疾病にかかり、死亡した軍人の遺族に支給される）（現行 1,411,000 円）が公務扶助料受給者の80%の水準となるよう1,420,700 円に引き上げられる（9,700 円の引上げ）。



○ これに伴い、特例扶助料に対応する部分の「戦傷病者戦没者遺族等援護法」による遺族年金等についても、特例扶助料と同じ額を引き上げる（9,700 円の引上げ）。

第6 特別給付金支給法等の運用について

1 特別給付金等の事務処理促進について

(1) 平成17年法改正による特別弔慰金

平成19年度は、時効年度に当たるので、未請求の受給権者の請求促進及び審査、裁定事務の促進になお一層努められたい。

さらに、対象者が高齢化しており、広報等の看過による受給権の消滅も考えられるので、きめ細かな広報施策に努められるようお願いいたしたい。

- ・ 請求件数 1, 054, 505件
- ・ 裁定件数 916, 896件
(平成19年1月末現在 配布資料第22参照)
(対象見込件数 1, 590, 000件)
- ・ 請求期限 平成20年3月31日

(2) 平成18年法改正による戦傷病者等の妻に対する特別給付金

平成19年度は、2年目に当たるので、未請求の受給権者の請求促進及び審査、裁定事務の促進になお一層努められたい。

- ・ 請求件数 (平成19年1月末現在)
 - 第二十三回特別給付金国庫債券「い号」 13, 429件
 - 第十三回特別給付金国庫債券「わ号」 7, 021件
- ・ 裁定件数 (平成19年2月国債発行請求数 (可決裁定数))
 - 第二十三回特別給付金国庫債券「い号」 9, 334件
 - 第十三回特別給付金国庫債券「わ号」 4, 330件(合計対象見込件数 41, 000件)
- ・ 請求期限 平成21年9月30日

2 特別給付金等の時効失権防止について

次の特別給付金については、請求期限が平成19年10月1日であるので、広報及び未請求者リスト等の活用により受給権の消滅防止に努められるようお願いいたしたい。

- ・ 戦没者等の妻に対する特別給付金
 - 第二十二回特別給付金国庫債券「ろ号」
 - 第十七回特別給付金国庫債券「ぬ号」 } 平成19年10月1日
- ・ 戦没者の父母等に対する特別給付金
 - 第二十一回特別給付金国庫債券「ろ号」
 - 第十九回特別給付金国庫債券「と号」
 - 第十六回特別給付金国庫債券「る号」 } 平成19年10月1日

第 7 援護年金に係る受給権調査等について

1 受給権調査の実施

受給権調査は、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の利用により実施しているが、確認ができない外国居住者及び住基ネット不参加自治体居住者について、次により実施することとする。

(1) 調査の目的

平成19年4月1日における援護年金受給者等の現況を確認し、援護年金の支給を適正に行うことを目的とする。

(2) 調査の方法

(ア) 外国居住者については、在留証明書の提出を求める文書を厚生労働省から受給者宛に直接郵送する(3月23日発送予定)。

受給者は、4月27日までに在留証明書を厚生労働省に提出する。

(イ) 住基ネット不参加自治体居住者については、当該自治体宛に受給者リストを送付し、住民票記載事項証明を依頼する。

(3) その他

受給権調査の実施要領については、3月下旬に都道府県宛通知する。

2 郵政民営化に伴う援護年金の支払機関の拡大について

現在、援護年金については、郵便局のみでその支払いを行っているが、平成19年10月に郵政公社が民営化されることに伴い、支払機関を民間金融機関まで拡大することとしている。

3 「援護年金受給者のしおり」等の送付時期

「援護年金受給者のしおり」については、3月下旬に都道府県宛一括送付するので、管内の市区町村及び戦傷病者・戦没者遺族相談員への配付方よろしく願います。

なお、受給者に対しては、平成19年度の「支給通知書」を同封の上、5月下旬に送付する予定である。その際、支払機関の拡大についてのお知らせも同封する予定である。

4 援護年金過誤払金の債権管理業務について

援護年金の債権管理については、郵政公社に委託しているところであるが、郵政公社の民営化に伴い、平成19年10月からは厚生労働省が直接債権管理業務を行うこととなる。

これまで受給者の相続人特定等のため戸籍謄本等の取得方お願いしてきたところであるが、今後とも引き続き更なる協力方よろしく願います。

第 8 旧陸海軍関係恩給進達事務について

1 恩給請求進達事務

旧軍人等からの各種恩給請求については、各都道府県の御協力を得て円滑に処理されてきているが、現在においても、なお年間700件を超える請求がある。

各都道府県におかれては、これらの請求者がいずれも高齢者であることに配慮され、一層のきめ細かな対応と迅速な事務処理をお願いしたい。

2 恩給改善措置に伴う加算改定請求

平成9年度から平成12年度まで恩給改善措置として、短期在職の旧軍人等の仮定俸給年額の改善（1号俸ずつのアップ）が盛り込まれた。

この改善により、加算改定効果が生じると思われる者については、総務省人事・恩給局から送付される「在職年調査票」を活用の上、改定請求の指導を行うようお願いしてきたところである。

なお、恩給改善措置が4年にわたって1号俸ずつ行われたことから、これまでに送付した「在職年調査票」のうち、送付した年度には「改定効果なし」とされたものについても、送付年度以降の改善措置で「改定効果が生じる」こととなるものもあるので、「在職年調査票」を再度見直しの上、請求漏れのないようお願いしたい。

おって、平成12年度の仮定俸給の改善に伴うものについては、平成19年3月に時効となるので、事務処理に特段の御配慮をお願いしたい。

3 各種恩給未請求者の請求促進

旧軍人等の中には、恩給受給権を有しているにもかかわらず、請求を行っていない者が少なからずいると考えられる。これらの者の多くは高齢者であることから、都道府県において、保管の兵籍、戦時名簿等人事関係資料を精査し、各種恩給権の有無を確認の上、未請求者に対する請求指導を引き続きお願いしたい。

なお、恩給受給権者が未請求のまま死亡している場合であっても、その遺族又は相続人が請求できる場合があることから留意願いたい。

第9 旧陸海軍の履歴証明及びソ連・モンゴル抑留者の資料整備等について

1 履歴証明事務等について

(1) 履歴証明事務

旧陸軍軍属の厚生年金保険法に係る履歴証明事務については一部を除き、都道府県の証明とされているが、社会保険業務センターは、送付された履歴証明をもとに厚生年金の裁定を行っている。

当局の履歴証明依頼について、都道府県に在職期間等について証明するに足る資料がなく、本人からも証明するに足る資料の提出ができないことが明らかな場合には、一旦社会保険業務センターに返戻することが適切であるので、できる限り早期に当局に回答するよう、さらに特段の御配慮をお願いしたい。

(2) 人事関係資料の照会

ア 陸軍関係資料

当室に個人の履歴事実の調査を依頼する事項は、原則として、現に当局に保管している資料（昭和53年3月改刷「陸軍軍歴証明事務関係通知集」71頁参照）による調査究明の可能性のあると考えられる範囲のものとされたい。

なお、旧陸軍軍属から旧海軍軍人になった者については、当局保管の海軍関係人事資料に旧陸軍軍人軍属在籍の記録も含まれている場合もあるので、念のため申し添える。

イ 海軍関係資料

海軍関係の軍歴証明事務については、当室で担当しているところである。

については、旧海軍軍人軍属本人（遺族）から証明発行依頼があった場合には、当室あて直接照会されるよう指導されたい。

また、海軍軍属の履歴証明に当たり旧陸軍軍人軍属就職を退職事由とする場合には、旧陸軍関係の履歴証明を取り寄せるよう指導しているのでよろしく取り計らわれたい。

2 ソ連・モンゴル抑留者の資料整備等について

(1) 抑留中「死亡者」の資料

ア 平成3年以降、旧ソ連政府等から次のとおり抑留中死亡者資料の提供を受けており、そのうち公表した死亡者名簿の翻訳版については、その都度、各都道府県に配布し、一般の閲覧に供するようお願いしているところであるが、平成18年7月4日社援業発第0704003号により通知したとおり、引き続きお願いする。

また、当局においても、一層容易に閲覧でき、広く情報を得られるよう、本

年度内に厚生労働省のホームページに掲載する作業を進めているので、準備が整い次第、都道府県へ通知することとしている。

なお、提供された資料については、従来から、当局資料との照合調査を行ってきており、その結果、特定ができた場合は、各都道府県の協力を得て、遺族調査を行った上で遺族に記載内容をお知らせすることとしているので、引き続き協力方よろしく願います。

イ 平成17年度に、ロシア政府から提供されたソ連邦抑留中死亡者の個人資料約3万7千名分について、平成18年度中に既存の検索システムを改正し、19年度に重複など精査をしていくこととしているが、これまでに提供された名簿より詳細な記載があることから、新たに特定が出来た場合には、これまで同様、遺族にお知らせするために、各都道府県を通じて遺族調査を行うこととしているので、協力方よろしく願います。

【参考】進捗状況（平成19年1月末）

死亡区分	登載者総数 A	特定数 B	特定率 B/A	「お知らせ」送付数
ソ連抑留	40,292名	31,530名	78%	30,110名
モンゴル抑留	1,597	1,429	89	1,322

(2) 抑留「帰還者」の個人資料

ロシア政府から提供された旧ソ連抑留帰還者の個人資料（約47万人分）及びモンゴル政府から提供されたモンゴル抑留者個人資料（約1万300人分）について、抑留者本人又はその遺族に提供する事務を実施しているところである。

については、資料を希望する抑留者本人または遺族から質問等が寄せられた場合には、厚生労働省へ直接照会するよう案内していただきたい。

(3) 抑留者で「北朝鮮に移送された者」の資料

平成17年3月に、ロシア政府から「ソ連邦抑留者で朝鮮に移送された者」約2万7千名分の名簿が提供された。

この名簿は、記載事項が露文による氏名、生年、階級の三つの情報に限られているが、当局保管資料との照合調査等を行い、北朝鮮で死没した者の身元特定に努めているところである。北朝鮮に移送された者を特定した場合には、遺族に記載内容をお知らせすることとしており、各都道府県を通じて遺族調査を行うので、協力方よろしく願います。

第 10 未帰還者調査について

1 未帰還者の現状

未帰還者等とは、終戦前から引き続き中国、ソ連、北朝鮮又は南方の諸地域に残留している者であって、①日本の国籍を有していること、②過去のある時点で生存していると認められる資料があること、③自己の意思により帰還しない者でないこと等のすべての条件を満たしている者である。

平成19年1月1日現在の未帰還者数：425人（前年同月比：3人減）

未帰還者の地域別内訳

地域	旧ソ連	中国	北朝鮮	その他 南方等	計
人数	49人	314人	48人	14人	425人

2 未帰還者の調査

(1) 業務処理の促進

未帰還者の最終的な処理については、平成元年度に「3か年計画」を策定して以降、長期間にわたり生存情報のない者の戸籍処理の促進、生存情報の収集など未帰還者調査を推進してきたが、特に南方地域においては、近年、新たな情報がほとんど得られていないことから、現地調査などさらに未帰還者調査の進展をはかることとしているので、留守担当者の意向確認など引き続き協力をお願いしたい。

(2) 地域別の状況

ア 旧ソ連地域

旧ソ連地域については、平成15年3月にロシア政府に所在調査を依頼するとともに、樺太地域については、職員の派遣や従前から、民間団体へも情報収集の調査を委託し、消息の把握に努めることとしている。

イ 北朝鮮地域

北朝鮮地域については、これまで機会あるごとに未帰還者及び戦時死亡宣告済者の名簿を提供し、安否調査を依頼してきているところであるが今後も情勢の推移を見つつ、機会をとらえて安否調査を依頼したいと考えている。

ウ 中国地域

中国地域については、平成18年4月中国政府と口上書を結び、所在調査を依頼したところ、平成18年12月末に一部調査回答を受領した。調査結果を取りまとめ次第、都道府県宛て連絡するので処理の促進をよろしく願います。

(3) 留守担当者との連携

近年、留守担当者の異動について把握されていない事例が散見されるので、定期的に留守担当者との連絡を行い、その異動や意向確認に努めていただくとともに、変更がある場合は、当局に通報をお願いする。

第 1 1 北朝鮮在住の日本人配偶者故郷訪問 について

北朝鮮在住の日本人配偶者故郷訪問事業については、第 4 回目について平成 1 4 年 1 0 月下旬頃に実施との動きがあったが、同年 9 月の日朝平壤宣言以降の情勢の変化により延期され、現在に至っている。

今後、故郷訪問事業が実施されることになった場合は、都道府県には、受入れの前提となる訪問予定者の戸籍確認、親族の所在確認、面会の意向確認等の業務及び日本赤十字社支部への緊密な協力をお願いする。(平成 1 4 年 9 月 1 8 日社援業発第 0918001 号業務課長通知「北朝鮮在住の日本人配偶者故郷訪問事業再開時における準備・実施事務の細部等について」参照。)

(参考)

故郷訪問事業について

ア 北朝鮮在住の日本人配偶者について

- (ア) 北朝鮮在住の日本人配偶者は、昭和 3 0 年代半ば以降、在日朝鮮人の夫等とともに、北朝鮮に渡った者であり、法務省及び外務省では約 1, 8 0 0 名と推計している。
- (イ) 在日朝鮮人の北朝鮮への渡航については、昭和 3 0 年代前半に在日朝鮮人総連合会による集団帰国運動が大規模に展開され、政府において「北朝鮮帰還問題は、基本的人権に基づく居住地の選択の自由という国際通念に基づいて処理すること」等が閣議了解(昭和 3 4 年 2 月)され、これにより、日朝両国赤十字の協定に基づき、関係省庁の連携のもとに、帰還業務が実施された。

イ 故郷訪問実施までの主な経緯

- (ア) 北朝鮮在住の日本人配偶者の故郷訪問については、平成 9 年 8 月 2 1 日・2 2 日に開催された「日朝国交正常化交渉再開のための審議官級予備会談」において、人道的見地から、日朝両国の赤十字社が連絡協議会を設置し、今後の日本人配偶者の故郷訪問の実現のための準備・協議及び北朝鮮内の日本人の安否調査等に緊密に協力していくこと等で意見の一致が見られた。
- (イ) これを受けて同年 9 月、日本人配偶者の故郷訪問事業の実施や、関係省庁連絡会議(内閣官房、警察、法務、外務、大蔵、厚生、自治(当時))の設置等につき閣議了解がなされた。

(これまでの実績)

- 第 1 回(平成 9 年 1 1 月) 1 5 名
- 第 2 回(平成 1 0 年 1 月) 1 2 名
- 第 3 回(平成 1 2 年 9 月) 1 6 名(計 4 3 人)